

令和6年度

豊山町財政健全化判断比率及び
資金不足比率の審査意見書

豊山町監査委員

7 豊 監 第 8 号
令和7年8月13日

豊山町長 服部 正樹 様

豊山町監査委員 堀尾 博樹

豊山町監査委員 作野 桂子

令和6年度豊山町財政健全化審査の意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された令和6年度財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出する。

令和 6 年度 豊山町財政健全化審査意見書

第 1 審査の対象

令和 6 年度豊山町の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査年月日

令和 7 年 8 月 4 日

第 3 審査の方法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、町長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を町当局立会いのもとに適正に作成されているかを主眼として審査した。

第 4 審査の結果

（1）総合意見

法令等に照らして財政指標の算出過程に誤りはなく、適切に算定要素が財政指標の計算に用いられており、算定の基礎となった書類等は適正に作成されていると認められる。

記

（単位 %）

健全化判断項目	令和 6 年度	令和 5 年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	—	1 5
②連結実質赤字比率	—	—	2 0
③実質公債費比率	2 . 6	1 . 3	2 5
④将来負担比率	0 . 3	—	3 5 0

（2）個別意見

ア 実質赤字比率について

令和 6 年度の実質赤字比率は該当数値がなく健全な状態である。

イ 連結実質赤字比率について

令和 6 年度の連結赤字比率は該当数値がなく健全な状態である。

ウ 実質公債費比率について

実質公債費比率は2.6%（令和4年度から令和6年度までの3箇年の平均の比率）であり、早期健全化基準を大きく下回り健全な状態である。

エ 将来負担比率について

令和6年度の将来負担比率は0.3%であり、早期健全化基準を大きく下回り健全な状態である。

（3）是正改善を要する事項

財政の健全化を示す諸比率は、いずれも早期健全化基準を大きく下回り健全な状態であると認められるが、実質公債費比率及び将来負担比率がともに増加している。今後においても、財源の確保を図るとともに、選択と集中による事務事業の見直しや大規模建設事業のマネジメントによる公債費の縮減に努めるなど、歳入歳出の両面からの取り組みを更に進められたい。

7 豊 監 第 9 号
令和7年8月13日

豊山町長 服部 正樹 様

豊山町監査委員 堀尾 博樹

豊山町監査委員 作野 桂子

令和6年度公営企業会計経営健全化審査の意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された令和6年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出する。

令和 6 年度 公営企業会計経営健全化審査意見書

第 1 審査の対象

令和 6 年度豊山町の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査年月日

令和 7 年 8 月 4 日

第 3 審査の方法

この経営健全化審査は、町長から提出された令和 6 年度豊山町の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した

第 4 審査の結果

(1) 総合意見

法令等に照らして財政指標の算出過程に誤りはなく、適切に算定要素が財政指標の計算に用いられており、算定の基礎となった書類等は適正に作成されていると認められる。

(単位 %)

会計の名称	資金不足比率		経営健全化基準
	令和 6 年度	令和 5 年度	
下水道事業会計	—	—	20

(2) 個別意見

令和 6 年度の資金不足比率、該当数値がなく健全な状態である。

(3) 是正改善を要する事項

資金不足比率は健全な状態であると認められるが、今後においても経営の健全化に一層努められたい。